

## **保健福祉局 関係**



1. 福島原発事故で、放射能が人類に耐えがたい影響を与えることがはっきりした。人類と核は共存できない。平和市長会議に参加する岡山市として、平和条例を制定し「非核平和都市宣言」とすること。核兵器廃絶の実現に向け行動すること。

**【回答】** 岡山市は、平和な社会の実現を願って昭和60年6月25日に「平和都市宣言」を行い、その中で、核兵器の廃絶を願い、平和で幸せな岡山市を築くため不断の努力を続けることを誓いました。

今後もこの宣言の趣旨を生かして、様々な平和祈念事業を推進していく中で、平和の尊さを市民に周知するとともに、平和なまちづくりを進めるためにたゆみない努力を続けていきたいと考えております。

[福祉援護課]

## 2. 平和行政を進めること。

①市立へいわかんの開設場所が決定したことに伴い戦災・原爆・中国残留邦人など体験者の証言・記録・平和資料の収集を引き続き行い、保管・管理のための収蔵庫を確保すること。検証のできる学芸員を配置すること。今まで民間NPOで支えてきた市民の方々の意見を聞き、充実した運営にすること。

②戦災体験を風化させないために、証言・記録を充実すると同時に、いまなお戦争と岡山空襲の悲惨な傷跡を残している戦争・戦災遺跡を保存し、マップを作ること。「平和の日宣言」等を市民に広く周知啓発すること。

**【①、②一括回答】** これまでに、戦災資料の収集と同時並行的に、お申し込みをいただいた方の空襲体験等の聴き取り調査も行っており、順次記録として整理しているところであります。今後も戦災資料の収集とあわせ、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

また、戦災資料の保管については、現在デジタルミュージアムで行っておりますが、今後の収納状況を見ながら、一時保管場所として予定している岡山ふれあいセンターも含めて検討していきたいと考えております。

学芸員の配置については、新年度からの配置に向けて、関係部局と協議していききたいと考えております。

運営については、市民のみなさまのご意見をお伺いしながら、お寄せいただいた貴重な資料の有効活用を図り、内容ある常設展示ができるように努めていききたいと考えております。

戦災遺跡については、市内の22カ所に被災建築物説明板を設置しておりますが、戦争・戦災遺跡の保存については、所有者の意向を尊重する必要があると、すぐに結論を出すことは困難なことであるとと考えております。

なお、昨年度、「岡山空襲の記憶」というリーフレットを新たに作成し、その中に、21カ所の被災建築物説明板の位置の概略図を掲載しております。

戦災遺跡マップについては、戦災資料を周知する点でも有用であると考えますので、今後、資料の整理とあわせて検討していきたいと考えております。

「平和都市宣言」、「平和の日宣言」については、主な市有施設に掲出しており、市のホームページなどにも掲載しておりますが、今後も、引き続き周知啓発に努めていききたいと考えております。

[福祉援護課]

③石山公園に戦災犠牲者の名前を彫った平和の礎を建立すること。

**【回答】** 岡山市には、戦災死者を慰霊する「岡山市戦災死者供養塔」（中区門田本町三丁目）が昭和30年に建立されており、戦災死者遺族会の方などが中心となって、毎年慰霊行事を行っているという歴史があります。

したがって、こうした慰霊施設との関係をどのように考えるのか、また、岡山市の施設のなかで、特定の都市公園に設置することがふさわしいのかどうか、公園への構造物の設置についての考え方や設置後の維持管理にかかる問題等様々の課題があり、そうした諸課題を踏まえた議論が前提となると考えております。

[福祉援護課]

3. 第5期高齢者保健福祉計画は実態をふまえた制度の改善をすること。

①不足している特別養護老人ホームの増床・増設、小規模多機能施設の増設を引き続き努力すること。特別養護老人ホームを個室ユニット型に建て替える際の補助金制度を創設するよう国に求めること。

**【回答】** 特別養護老人ホームの整備については、施設整備による介護保険料負担などへの影響も考慮しながら、総合的に判断し計画的な整備を進めているところであります。

また、小規模多機能施設についても、各中学校区に1カ所以上の設置に向けて整備を進めているところであります。

現状としては、特別養護老人ホームの整備状況は、他の政令指定都市と比較しても高齢者人口に対する定員数は上位にありますが、引き続き待機者減少に向け、計画的な整備に努めていきたいと考えております。

また、特別養護老人ホームを個室ユニットに建て替える際の補助金化など施設整備の補助制度拡充を国へ要望したいと考えております。 [高齢者福祉課]

②介護保険の改定にあたっては、基金の取り崩し等で工夫をし、本人負担増をせず、保険料値上げをしないこと。また、利用料減免制度を拡充すること。社会福祉法人に係る税の減免をNPO法人にも拡充すること。

**【回答】** 保険料の改定にあたっては、県の財政安定化基金や本市の介護給付費準備基金の取崩額を活用し、保険料上昇の抑制に努めていきたいと考えております。

介護保険サービスの利用にあたっては、原則として保険対象サービス費用の1割を利用料として自己負担する仕組みとなっております。この利用料には、世帯単位及び個人単位にて1カ月での利用者負担上限額が設定され、上限額を超えた分を払い戻す高額介護サービス費という制度があり、利用者負担上限額が低所得者には低く設定されることで、負担の軽減が図られております。

法人市民税について、社会福祉法人が収益事業を行わない場合には地方税法第296条第1項の規定により非課税、NPO法人が収益事業を行わない場合には岡山市市税条例第31条第1項第5号の規定により免除となっております。

社会福祉法人とNPO法人は、その成り立ちや法律による規制が異なっているため、税の取り扱いについても違いが生じており、両法人を同列に取り扱うことについては慎重な検討が必要と考えております。 [介護保険課、税制課]

③介護認定は公正迅速に、人権尊重の立場で生活実態をふまえ十分に配慮して行うこと。生活を破壊するような認定結果が出ている現状を把握し、緊急に対策をとること。

**【回答】** 要介護認定は、公平かつ公正で客観的に行わなければならないと認識しており、できるだけ迅速な認定となるよう努めております。今後も認定調査員及び審査会委員に対して適宜研修を行うなど、公平迅速な認定に努めていきたいと考えております。 [介護保健課]

④介護保険法の改正により、要支援の方への介護保険サービスの提供が市の判断で介護予防・地域支援総合事業に移行される可能性がある。改定後も要支援の方へのサービスは1割負

担で提供できるように対策をとること。

【回答】 介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援と非該当を行き来するような高齢者に対し、介護予防サービスだけでなく、配食、見守りなど生活支援サービスなど総合的で切れ目のないサービスを提供するものであります。

今後とも介護予防の推進、介護度の悪化防止、介護給付の適正化に取り組み、介護を必要とする高齢者に対して、適切なサービス提供に努めていきたいと考えております。[介護保健課]

⑤絶対的に不足している介護職の増員ができるよう市独自の財源措置を講じること。

【回答】 介護サービス提供事業所における介護労働者不足は、社会的な問題であり、サービスの安定的な提供とその質の維持・向上のためには、介護サービス現場における労働環境の整備が不可欠であると認識しております。引き続き、介護職員の増員について、国への要望を行っていききたいと考えております。 [介護保健課]

⑥地域包括支援センター（サブセンターを含む）この間の取り組みを検証し、第5期計画にいかし、充実すること。

【回答】 地域包括支援センターの活動基盤を小学校区単位とし、安全・安心ネットワーク等の地区組織との連携を強化しながら高齢者を地域で支える体制づくりを進めるなど、関係機関の連携と地域での支援体制の強化を進めているところであります。

現在、サブセンターは、一人職場のため、高齢者虐待などの困難事例に対してチームアプローチなどの対応が十分でない面があることから、第5期計画の期間中に順次、専門職員を集約した分室への移行を行い、迅速かつ的確に対応できる体制作りを進めていきたいと考えております。 [高齢者福祉課]

⑦療養病床の削減計画の見直しを国と県に求めること。

【回答】 厚生労働省は、「介護療養病床」の廃止を平成23年度末から平成29年度末に延長したところであります。今後も実態把握や情報収集に努めるとともに、市民サービスの低下や混乱を招かないよう慎重に対応していききたいと考えております。 [保健管理課]

⑧がん患者や透析患者の通院支援として介護タクシーをより使いやすくすること。

【回答】 介護保険制度の訪問介護における通院等乗降車介助については、利用者が外出先へ到達するための単なる移動手段ではなく、運転手は「自らの運転する車両への乗車又は降車の介助」や「乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助」等を求められており、通院等に係る一連の行為において、何らかの「身体の介護を要する状況」のある要介護者1から要介護5までの認定者が、このサービスの対象者となっており、がん患者や透析患者も適切なアセスメントを通じ、必要性がある場合、利用することが可能となっております。[介護保健課]

⑨現在減免を実施している施設を公表すること。全室個室型の特別養護老人ホームの整備がすすめられている中で、低所得者や生活保護受給者でも入所できる仕組みとすること。

【回答】 社会福祉法人による利用者負担軽減制度は、所得の低い方が介護保険サービスを利用しやすくするとの観点から、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの利用促進を図ることを目的として実施しており、軽減を実施している施設については、岡山市ホームページにて既に公開しております。

低所得者や生活保護受給者については、入所特別養護老人ホームの整備選定基準に、福祉法人による社会生計困難者に対する利用者負担軽減措置の実施を必須としており、今後も、低所得者なども入所しやすい施設整備に努めていきたいと考えております。

[介護保健課、高齢者福祉課]

⑩通所系サービスの食事代について、生活保護受給者や低所得者への補助制度をつくること。

【回答】 デイサービスの食費については、利用者の負担感への一定の認識を持っておりますが、他の在宅サービス利用者との費用負担の公平性という観点から、軽減対策をとることは難しいと考えております。

[介護保健課]

⑪介護保険改定後、地域包括ケアシステムの一貫として24時間地域巡回型訪問サービスの検討がなされている。よりケア体制を充実し、在宅介護を支えることができるよう第5期計画で具体化すること。

【回答】 第5期計画において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについては、介護サービスの充実内容としてとりいれていきたいと考えております。

[介護保健課]

⑫介護職による医療行為の一部解禁をうけて介護職員の研修を徹底するよう県に要望すること。

【回答】 たんの吸引、経管栄養などの医療行為の一部は、実地研修を含む専門的な研修を修了した介護職が、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で実施できることとなっており、利用者の安全確保のためにも、研修実施の状況を注視し、必要があれば県に対し、要望していきたいと考えております。

[介護保健課]

⑬玉松園の建て替え計画を早期に具体化すること。

【回答】 養護老人ホーム玉松園の建替えについては、旧総合政策審議会での民設民営化が望ましいとの意見を踏まえ、民間法人への経営移譲と併せて、現在の金川病院跡地への移転新築を進めることとしております。

なお、今後のスケジュールについては、平成24年度中に、経営の委譲先となる事業者を選定し、平成25年度に建設工事に着手し、平成26年度中の新「玉松園」オープンを目指しております。

[高齢者福祉課]

⑭市立養護老人ホームの運営は入居者本位の見直しを行い、職員研修を徹底し、生活の質向上を図ること。

【回答】 精神疾患や認知症の入所者のケアなどに必要な知識や技術を習得するための研修を行い、職場内での話し合いなどを通じて引き続き、入所者の処遇の向上に努めていきたいと考えております。

[高齢者福祉課]

⑮高齢者虐待への対応システム（相談窓口、緊急一時保護、成年後見制度の運用など）を整備・拡充し市民に啓発すること。

【回答】 「岡山市高齢者虐待防止連絡会」を通じて、保健、福祉、医療、警察などの関係機関と情報共有や連携強化を図るとともに、高齢者虐待防止専門員の配置や、地域包括支援センターによる高齢者虐待を含めた実態調査を実施しているところであります。

また、新聞販売の団体との間で、虐待が疑われるなどの異変に気付いた場合の情報提供に関する協定の締結など、高齢者に対する見守り活動、高齢者虐待の早期発見などに向けた体制づくりを進めているところであります。

さらに、平成23年度から新たに、特別養護老人ホームのベッドを確保し、緊急の場合に高齢者の入所をスムーズに進めるため、受け入れ体制の強化をしたところであります。

[高齢者福祉課]

⑯介護者慰労金の対象者制限をやめ、実態に合わせて支給要件を緩和・改善し、第5期高齢者保健福祉計画に盛り込むこと。

【回答】 介護現場を支える家族介護者への慰労の考え方や、常時介護要件などの問題点について、市民事業仕分けにおいて議論したところであり、対象者に所得制限を設ける一方、常時介護要件を撤廃して、働きながら介護をしている方を新たに加えるなどの見直しを行いたいと考えております。

[高齢者福祉課]

⑰サロン事業を社会福祉協議会だけに任せるのではなく、町内会単位のいきいきサロン制度を市の制度として位置づけ補助すること。

【回答】 サロン活動への支援としては、安全・安心ネットワークの地域保健福祉モデル事業で準備段階での助成を行っているほか、社会福祉協議会では、活動が軌道に乗るまでの3年間、補助金を交付しているところであります。

サロンは、地域が自主的に運営していただくことを基本に考えておりますが、公共施設や地域の集会所など無料の場所の情報提供、プログラム作成の協力などの支援を通じて、社会福祉協議会とも協議しながら、よりサロン活動が広がるよう努めていきたいと考えております。

[高齢者福祉課]

⑱緊急通報システムの対象者を昼間1人暮らし・健康不安のある人などにも拡充すること。

【回答】 緊急通報システムの対象者は、ひとり暮らしの高齢者を対象としているところであり、日中の健康が不安な高齢者などへの対象者拡大は困難な状況ですが、一人暮らし高齢者への声かけなど、地域で暮らす高齢者の見守り活動を行う生活・介護支援サポーターの養成など、地域包括支援センターによる地域での見守り体制の強化を進めているところであります。

[高齢者福祉課]

#### 4. 後期高齢者医療制度について

— 国・広域連合へ以下のことを働きかけること —

①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。

**【回答】** 現在政府は後期高齢者医療制度について、平成25年度末廃止に向けて、新たな制度の検討を進めております。岡山市としては、今後の動向を注視していきたいと考えております。  
[医療助成課]

②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、支払い可能な金額とするよう求めること。市として負担軽減措置を講じること。年金天引きをやめるよう国に求めること。

**【回答】** 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料抑制のために国において十分な財政措置をすべきであることなどについて、全国市長会などを通じて国に要望しているところであり、本市独自の財政措置は考えておりません。

なお、保険料の年金天引きについては、希望により口座振替での支払に変更できることとなっております。  
[医療助成課]

③岡山市では引き続き資格証明書を発行しないこと。

④「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きを簡素化するよう求めること。

⑤限度額適応・標準負担額減額認定証の対象者には医療機関窓口提示前に支払った窓口負担金にも適応するよう国に要望すること。

**【③、④、⑤一括回答】** 国・後期高齢者医療広域連合に要望していきたいと考えております。  
[医療助成課]

⑥特定健診の制限をやめるよう国に要望し、健診は無料とすること。

**【回答】** 後期高齢者の健診では、医療サービスの提供機会が確保されているという観点から、長期入院者や血圧を下げる薬を使用している方等が健診の対象外となっております。

また、検診の自己負担については、受診の妨げにならないように、医療費の負担率（自己負担1割）に比べて低い金額で設定しております。  
[保健管理課]

#### 5. 高齢者の医療費負担を増やさないよう国に求めること。

**【回答】** 政府・与党社会保障改革本部において決定された「社会保障・税一体改革素案」の中で、高齢者医療制度の見直しについて、「高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ高齢者医療制度の見直しを行う。」とあり、70歳以上75歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から「平成25年度以降の取扱いは、平成25年度の予算編成過程で検討する。」とされております。

岡山市としては、今後の動向を注視していきたいと考えております。  
[国保年金課]

6. 国民健康保険について。

—党市議団作成のパンフレット「いのちのパスポートを守れ！

～国民健康保険制度の再生のために～」を政策に活かすこと—

①市の政策繰り入れを増やし、保険料を引き下げ、払える保険料にすること。

②国庫負担の引き上げを求め、県に全国平均並みの政策繰り入れを求めること。

**【①、②一括回答】** 岡山市としては、今年度の政策提言・要望事項において「国民健康保険制度について、安定的で持続可能な制度とする」こと、特に「国及び都道府県による財政措置を拡充する」よう要望しております。

指定都市主管部課長会議を通じては「新制度において新たに国民健康保険の保険者及び被保険者に負担が生じないよう適切な財政措置を講じる」よう、また、全国市長会を通じても「国庫負担の割合の引き上げ」について要望を行っております。 [国保年金課]

③滞納分を被保険者に転嫁せず、一般会計から繰り入れること。

**【回答】** 医療給付費に対する保険料の歳入不足分については、制度上、保険料の料率へ転嫁することとなりますが、本市では、一般会計からの繰入額を増額するなどし、平成19年度の料率改定以降、今年度まで料率改定を見送っております。 [国保年金課]

④生活保護を基準とした減免制度の充実をはかり、分割納付の相談に丁寧のことにすること。

**【回答】** 国民健康保険料には、国制度の低所得者対策として法定軽減制度があり、所得区分に応じて、応益負担を7割、5割、2割、軽減する措置がとられていますが、岡山市では、この法定軽減に加えて、国の軽減適用範囲を拡大した4割減免制度を運用しております。

また、平成22年度からは国において非自発的失業者への軽減が制度化されており、岡山市としては、個別の生活困窮者に対する納付相談を含めて、きめ細かい対応に努めているところであります。さらなる減免制度の拡充は困難であると考えております。

今後とも分割納付の相談には、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応をするよう留意していきたいと考えております。 [国保年金課、料金課]

⑤国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。短期保険証の留め置きをしないこと。せめて子どものいる世帯には、子どものみの保険証を送ること。

**【回答】** 医療給付の財源となる保険料を徴収している以上は、その負担の公平性を考慮することが必要です。短期被保険者証（以下、「短期証」）も資格証明書（以下、「資格証」）も、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務であり、その運用自体を行わないことにはなりません。

短期証の留め置き期間に疾病等で被保険者証が必要な場合は、制度上の自己負担で受診できる療養給付証明書を各区役所、地域センター等で交付しております。また、納付相談等あれば、直ちに短期証を交付しています。子どもの被保険者証については、有効期限内の郵送交付を検討しているところであります。

資格証についても、70歳以上の高齢者のいる世帯や乳幼児医療費等の公費対象世帯などは交付対象から除外しております。また、資格証交付世帯であっても疾病等特別事情に該当する場合は、納付相談の申し出をいただければ、短期証を交付するなど「医療」へのきめ細かい対応に努めております。

[国保年金課]

⑥出産手当・傷病手当の導入のための財源試算をすること。

【回答】 現在、岡山市国保財政は、平成22年度決算で約11.5億円の累積赤字を抱えており、平成23年度予算では23億円の一般会計からの基準外繰入を行い、保険料改定を見送っている状況にあっては、さらなる保険給付の導入は困難であります。

[国保年金課]

⑦特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。

【回答】 特定健診の受診率向上は、被保険者の健康増進の面から、また、将来の医療費適正化の面からも重要なテーマであり、昨年度より、健診期間の1カ月延長（6月～11月を6月～12月へ）を行ったところであります。

今年度においては、特定健診、がん検診受診率アップをめざして、市広報紙等への掲載はもとより、「けんしんガイド」の全戸配布、テレビ、ラジオ等マスコミを通じて制度の周知徹底を図っております。また、関係機関と協働した啓発イベントの開催など、積極的な受診勧奨に努めるとともに、新たな取り組みとして、検診未受診者に対する個別の受診勧奨も行ったところであり、今後も受診率の一層の向上に努めていきたいと考えております。

70歳以上の方の自己負担については、たいへん厳しい状況にある本市の国保財政において、応分の負担をお願いしているものであります。なお、自己負担を決定するにあたり、受診の妨げとならないよう、医療費の負担率（1割）に比べて低い負担としております。

[国保年金課]

⑧国保の広域化に反対すること。

【回答】 国民健康保険制度の安定的で持続可能な抜本的改革においては、都道府県単位化は必要な対策と考えており、岡山市としても「国民健康保険運営の都道府県単位での広域化の早期実現」について政策提言を行っております。

また、全国市長会としても、「すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合等を行う」よう要望しております。

[国保年金課]

⑨昨年の厚労省通知に基づく一部負担金減免制度を基準に市の基準を改正すること。

【回答】 現行の一部負担金の減免規程において、国基準の一部は満たしておりますが、現在、財政面での影響範囲等を勘案し、規程の改正を検討しております。

[国保年金課]

⑩医療機関に緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること、もしくは現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。

【回答】 限度額適用認定証の交付にあたっては、保険料を滞納していない世帯であることを

確認することが、国民健康保険法施行規則により規定されております。限度額適用認定証が交付できない世帯については、高額療養費の貸付金の基準に該当すれば、貸付金を申請していただくこととなりますが、貸付金については、その財源を保険料から充てている以上、現行の基準を緩和するのは、極めて困難であると考えております。 [国保年金課]

7. 児童福祉を充実すること。

①もう二度と虐待による死亡事件がおきないように子ども総合相談所（児童相談所）と福祉事務所の相談体制充実のため、正規の専門職の確保と質の向上をすること。地域・学校・医療機関など他機関との連携に努めること。

**【回答】** こども総合相談所では、児童福祉法施行令に定める配置基準（人口5～8万人に一人の児童福祉司を置く）を満たす児童福祉司のほか、児童心理司、保健師、医師等を配置し専門性を確保するとともに、市民のニーズに適確に対応するため研修事業等をとおして職員の資質向上に努めております。

また、福祉事務所内の地域こども相談センターにおいては、保健師、保育士、教員などの資格を有する相談員を配置するとともに、社会福祉主事については児童福祉司の任用資格のある職員の配置や通信講座の受講など、専門性の確保に努めております。

児童の死亡事件発生を受け、職員の資質向上のための研修の充実や虐待ケースの進行管理の徹底など、児童虐待対応のより一層の向上に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会や庁内ネットワーク等の会議、関係機関向け研修会の開催等を通じ、今後も地域、学校、医療機関をはじめ関係機関との連携に努めていきたいと考えております。

[こども総合相談所、こども福祉課]

②親子クラブ・子育て広場活動の強化のために、補助金を増額し、積極的に支援すること。

**【回答】** おやこクラブへは、活動補助金のほかに、研修講師料の負担や母と子の健康づくり普及啓発事業等の委託を通じて、活動支援を行っているところであります。 [保健管理課]

③市立児童館・児童センターの地域での役割を自覚し運営の改善を図ること。正規職員の配置を行うこと。

**【回答】** 児童館・児童センターは、地域における児童の健全育成の場として多くの人に利用されており、その必要性を認識しているところであります。職員体制については、平成20年度より現行の体制での運営を行っておりますが、今後も安定的な運営が行われるよう努めていきたいと考えております。 [こども福祉課]

④善隣館は、児童虐待の対応ができる拠点施設としてネットワークを強化し、里親制度など機能の充実を図ること。職員体制の充実や里親の研修費を増額すること。建物自体が古いのので、たとえば足守地域の幼稚園などで利用していない公的施設の利用などを含め移設建て替えを視野に入れた計画をつくること。

**【回答】** 善隣館は、被虐待児個別対応職員を配置し、増加傾向にある被虐待児入所児童について対応しております。また、こども総合相談所からの要請により養育里親及び専門里親の研修

施設として積極的な受け入れを行っているところであります。

善隣館は、宇野小学校区、操山中学校区にあり、児童も地域の一員と認められた存在であり、すばらしい環境の中で生活できております。

今後も引き続き、児童の生活環境の充実に努めていきたいと考えております。

[こども福祉課]

⑤子どものための自立支援施設を設置すること。

【回答】 義務教育終了後15歳から20歳までの家庭がない児童や、家庭にすることができない児童が入所して自立を目指す「児童自立援助ホーム」は、本年度新たに2箇所設置され、市内計3箇所です日常生活の支援、生活指導、就業支援を行っております。

岡山市では安心子ども基金を活用し、これらの事業者に対し開設費用の助成を行い整備促進を図ってきましたが、今後も国の動向を踏まえ、必要に応じて社会的養護の総合的な推進を検討していきたいと考えております。

[こども企画課]

8. 社会福祉法人・介護支援事業者の認定及び運営の指導・監査は厳正に行い、質の確保を図ること。監査体制を充実すること。

【回答】 社会福祉法人の設立認可については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等に基づき、岡山市社会福祉法人設立認可及び社会福祉施設整備等審査会において、厳正な審査を行っております。

社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査については、年々、指導監査対象数が増加する中、効率的かつ効果的な指導監査を行うよう努めておりますが、指摘件数が多いところや改善が進んでいないところについては、指摘事項の要因分析や実地監査の事前打合せ、確認監査の実施など重点をおいた指導監査を実施しております。

今後とも、関係各課と連携し、良質かつ適正な福祉サービスの提供に資する指導監査を行っていききたいと考えております。

[監査指導課]

9. 弱者が対象となる貧困ビジネス等の実態を把握し、情報公開を含め市として適正な対応をすること。

【回答】 現在のところ、岡山市において貧困ビジネスと言えるものの存在を確認できておりません。疑わしいものがあれば実態の把握に努め、適正な対応をとりたいと考えております。

[福祉援護課]

10. こどもの医療費無料化制度を通院も中学校卒業まで拡充すること。

【回答】 岡山市においては、入院の医療費助成について、従前は就学前までであったものを、平成22年6月から小・中学生にまで拡大したところであります。

県内の他市町村と異なり、人口が多く、また増加している本市において、通院の無料化の拡大については、財源等の問題もあることから、慎重な検討が必要と考えております。

[医療助成課]

1 1. 子どもの医療費無料化やワクチン助成の制度創設を国に求めること。平成24年度から廃止される県の補助を元に戻すよう県に求めること。

【回答】 子どもの医療費無料化制度については、全国市長会を通じ要望しているところであり、引き続き、岡山市としても機会をとらえて要望していきたいと考えております。

子ども医療費助成制度の県の補助金については、岡山市が政令市に移行するときに県と協議し「3年間の経過措置を講じることとし、現行の補助率から、移行後、毎年その4分の1ずつ均等に引き下げる。」と取り決め、平成24年度から廃止されるものであります。

現在、国においては、予防接種制度の見直しについての議論が進められているところであり、その動向を注視していきたいと考えております。

なお、子宮頸がん等ワクチン接種事業については、事業期間延長のための第4次補正予算案が閣議決定されているところです。 [医療助成課、保健管理課]

1 2. 保育行政の充実について。

①公的保育制度を放棄する子ども子育て新システムに反対すること。

【回答】 子ども・子育て新システムでは、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援していくことを目指し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるという全体的な責務とともに、計画的な保育の整備、個人給付・権利保障などの確実な給付の保障を図ることなどの考え方が示されております。

岡山市としては、国の議論の動向を注視していきたいと考えております。 [こども企画課]

②保育事業への企業参入や公立園の民間委託をしないこと。

【回答】 核家族化の進行や多様化する就労形態に伴う保育ニーズへの対応、また、障害児保育、家庭支援、子育て支援等の保育サービスの充実を図るための人材や経費を確保するためには、公立保育園の民営化もひとつの方法であると考えています。

公立保育園の民営化については、保育の継続性と保護者の不安の解消に十分留意しながら、慎重に実施する必要があると考えております。 [保育課]

③市としての基準策定に当たっては市独自の現状を下回ることがないように必要に応じて引き上げること。公私格差が生じないように予算措置をすること。

【回答】 児童福祉施設の運営基準を定める際には、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」等の趣旨を踏まえ、本市の実情に合った基準づくりに努めたいと考えております。

[保育課]

④給食の直営自園調理を守ること。民間委託をしないこと。

【回答】 給食の安全衛生や栄養等の質の確保のため、直営での実施を継続していきたいと考えております。 [保育課]

⑤入園「待機児（保留児）」の実態をふまえ公立を含め保育園の新設、定数増（福祉区バラ

ンスをとる)のための保育計画を作ること。産休明け・育休中・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求にこたえること。

【回答】 保育園の整備については、各地域の人口、就学前児童人口の動向などを注視し、同時に多様化する保育ニーズを十分把握したうえで進めていきたいと考えております。

[保育課]

⑥保育園整備にあたっては主体的に実施すること。

【回答】 保育園の整備については、各地域の人口、就学前児童人口の動向などを注視し、また同時に多様化する保育ニーズを十分把握したうえで市が主体となって進めていきたいと考えております。

[保育課]

⑦公立保育園の保育士確保は正規職員比率をせめて70%に引き上げること。臨時保育士の待遇改善をすること。

【回答】 保育内容の充実と円滑な園運営のため、適正な保育士の配置など良質な保育環境確保に引き続き努めていきたいと考えております。

[保育課]

⑧私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。国に対して保育運営費の基準を引き上げをを求めること。家庭支援推進担当保育士を配置すること。

【回答】 保育所運営費の改善については、大都市児童福祉課長会等を通じて引き続き要望をしていきたいと考えております。また、家庭支援担当保育士については公立保育園の一部に配置しておりますが、要支援児童の割合が特に高い一部の園に限られております。大半の園においては私立保育園同様保育士の加配はなく、保育、家庭支援にあたっているところですのでご理解をお願いします。

[保育課]

⑨無認可保育園（病院内保育園を含む）への補助金を増額すること。

【回答】 市長が保育を委託し費用を支出している認可保育所と、利用者と施設との間で直接契約がなされる認可外保育施設とは元来性質が異なります。しかしながら、認可外保育施設が子育て支援において認可保育所を補完する役割を果たしているところから、一定の条件を満たす場合に登録を行い、施設割・児童割など児童の処遇に要する経費の一部を補助しておりますので現状でのご理解をお願いします。

[保育課]

⑩病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。

【回答】 病児・病後児保育については、現在のところ東区と北区北福祉事務所管内には実施施設がなく、実施に努めたいと考えております。

[保育課]

⑪発達障害などのある子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。

⑫障害児においては、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により受け入れること。

【⑪、⑫一括回答】 障害児保育は、今後、保育の充実に向けて取り組むべき重点課題の一つであり、保育に欠ける障害児については、集団保育が可能な限りできるだけ受け入れて、健常な児童とともに保育することが望ましいと考えております。公私立保育園共に増加傾向にある、障害児保育の需要に対応していくために、保育の量的な問題と質的な課題を解決するよう努力していきたいと考えております。 [保育課]

⑬多様な子どもたちに対応できるよう看護師配置園を拡大すること。

【回答】 保育児童の健康や安全を守るため、看護師等の専門性を活かした対応が必要なことから、引き続き配置園の拡大に努めていきたいと考えております。 [保育課]

⑭子育て支援センターを中学校区に1つ設置すること。

【回答】 岡山市では、従来から保育園、幼稚園、児童館、公民館、地域の子育て団体等がそれぞれに特徴ある活動を展開しているという、子育て支援の実施状況がありますので、今後はそれぞれの活動の充実や市民への周知に努めていきたいと考えております。 [こども福祉課]

⑮同時入所でもなくとも第3子以降の保育料は無料にすること。多子世帯においては、入園順序に関わらず、不公平にならないようにすること。

【回答】 保育料については、国基準よりも低額に設定しており、近隣の市町村と比べても高額となっております。平成15年10月から、第3子以降の児童の保育料の無料化を実施しておりますが、従来からの保育所入所児童に加え、平成19年4月から新たに同一世帯から保育所のほかに、幼稚園や認定こども園に入園している児童を、平成20年4月から同時に一部の児童福祉施設等に通所している児童を算定対象に加え、2人目以降の保育料を軽減しております。 [保育課]

⑯保育料の値上げをしないこと。

【回答】 現在のところ保育料の値上げは考えておりません。 [保育課]

### 1.3. 学童保育を充実するために

①現在の運営委員会方式を改め、市事業として位置づけ運営委員会へ委託する形に改善すること。市として利用料減免制度をつくること。

【回答】 児童クラブは、これまで地域の支え、保護者や地域団体の構成による運営委員会方式で現在まで発展してきたという歴史があり、地域全体で考え、運営をしていただくことが大事であると考えております。

そのためには、委託方式より補助方式の方がより自主的に運営していただけるのではないかと考えているところでありますが、そういった中で運営委員会方式を基本としながら、運営委員会、指導員、保護者など役割を果たしている人々が、負担に感じているところがあれば軽減

し、円滑な運営ができるようにしていきたいと考えております。

保護者負担金については、減免制度等も含めて運営委員会が地域の実情に応じて決められており、保護者負担金の一律の減免は難しいと考えております。 [こども福祉課]

②「有償ボランティア」の位置づけをやめ、指導員の身分保障をして、研修を充実し質の向上を図ること。

【回答】 本市の児童クラブでは、それぞれの運営委員会が地域のために地域の子どもを守り育てたいという、旺盛なボランティア精神と熱意、情熱等がある人を指導員として選んでおり、岡山市としては、有償ボランティアという位置づけを基本に取り組んでいるところでありますが、引き続き、指導員の負担軽減を考えていきたいと考えております。

また、研修については、ニーズに合わせた様々な内容の研修を年に10回程度行っております。研修の形式についても、講演形式のものや、グループワーク形式のものなど、様々な形態で開催し、知識の習得だけでなく、実際の現場で役立つスキルを習得できるよう、内容を工夫しているところであります。 [こども福祉課]

③71人以上の大規模放課後児童クラブは、分割加算を増額し、2施設での学童保育ができるよう指導体制を充実すること。

【回答】 大規模クラブを分割した場合においては、これまでどおり1小学校区に1運営委員会を基本と考えております。これにより、同一学区における学童クラブの質の均等を担保できるものと考えております。

なお、児童クラブ室を分割した場合の運営委員会への補助金については、分割加算を設けており、分割を実施したところには一定の補助を実施するようにしているところであります。今後も各クラブの状況を見ながら充実に向け検討していきたいと考えております。

[こども福祉課]

④執務室や障害児対応の部屋や子どもの生活設備等に関する施設設置基準をつくり、必要な支援をすること。

【回答】 大規模化などでクラブ室の分割を考える場合、児童1人あたりの面積を考慮しておりますが、その学校の余裕教室や運動場の状況、また、児童数の推移、運営委員会や指導員の考え方などがそれぞれ異なっている実態があります。このため、現在のところ、クラブ室の設置、整備については一律の基準までは設けておりませんが、余裕教室の活用やプレハブ室の新築、民間施設の活用などにより場の確保に努めております。 [こども福祉課]

14. 今年開設された、発達支援センターは早期発見・早期治療のできる療育システムを拡充すること。生涯支援のために必要な医師や発達相談員の体制充実を図ること。医療機関と連携し必要な療育が受けられるようにすること。

【回答】 保健センター、医療・療育機関等との連携を図りながら、早期発見から本格的な療育へつなぐためのプレ療育や親子の居場所づくり等、早期支援の充実に努めていきたいと考えております。

また、現在も、児童精神科医師を配置し支援にあたっておりますが、今後も医療的な側面からの支援の充実に加え、職員への専門的助言や研修等、一人ひとりの職員の資質向上に努めながら、生涯を通してライフステージに応じた適切な支援ができる体制の充実を図っていききたいと考えております。

[発達障害者支援センター]

15. 発達障害等の早期発見できる検診体制をとること。

【回答】 1歳6か月児健診、3歳児健診により、発達障害児の早期発見に努めているところでありますが、専門医療機関や発達障害者支援センター等関係機関と連携を図り、早期の支援に努めていきたいと考えております。

[保健管理課]

16. わんぱくプレーパークを増やし、運営費を補助すること。

【回答】 子ども・子育て新システムでは、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援していくことを目指し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるという全体的な責務とともに、計画的な保育の整備、個人給付・権利保障などの確実な給付の保障を図ることなどの考え方が示されております。

岡山市としては、国の議論の動向を注視していきたいと考えております。[こども企画課]

17. 国連の勧告内容をふまえ、市として子どもの権利条例を制定すること。

【回答】 岡山市では、子どもの権利条約の趣旨も踏まえて「岡山市市民協働による子どもの自立を促進する条例（愛称：岡山っ子育て条例）」を制定しており、平成22年度に策定した「心豊かな岡山っ子育てプラン」は、その行動計画を含む内容となっております。国連の勧告の内容も参考にしながら、まずは、その周知や啓発に努めていきたいと考えております。

[こども企画課、教育企画総務課]

18. 市としても不妊治療の補助制度を創設すること。

【回答】 特定不妊治療を実施された方に対し、国の基準に合わせ、1回15万円を上限に、初年度は3回、以降年度内2回、通算10回の助成を実施しております。

[保健管理課]

19. 仁愛館へのDV被害者入居が増えている実態をふまえ、警備システムを導入し、安全に努めること。利用ニーズにあわせて、使用していない旧施設の改修も視野に入れ検討すること。

【回答】 仁愛館の施設改修については、今後の利用ニーズを十分に把握した上で、施設の安全面を充実させるなどの対応策について、検討を進めていきたいと考えております。

[こども福祉課]

20. 「健康市民おかやま21」の推進をはかること。

①自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。市として夜間も含め相談業務を充実すること。

【回答】 自殺予防対策として、保健所やこころの健康センターにおいて、正しい知識の普及

啓発、人材育成等を実施するとともに、保健師や専門医、精神保健福祉士などが相談やカウンセリングに応じております。

また、岡山県基幹型精神障害者地域生活支援センターにおいては、24時間対応の電話相談を実施しております。  
[保健管理課]

②市役所・教育現場でメンタルヘルスケアを推進すること。

【回答】 職場におけるメンタルヘルスの保持増進は、より満足度の高い市民サービスを提供していくために、非常に重要であると考えております。したがって、心の健康づくりについての研修に重点を置き、管理者を対象とする研修をはじめ、各職位別に段階的に実施しております。

また、職員全員が心の健康づくりについて取り組めるよう情報誌の配信、メンタルヘルス研修等を行い、普及啓発を図っております。個別相談の機会として、定期的に行う産業医（精神科専門医）によるメンタル相談とともに、保健師による相談も随時実施しております。

[給与課]（教育現場については、教育委員会関係の9で回答）

③新型うつを含め、うつ病対策の市民啓発を強めること。

【回答】 現在、保健所・保健センター等において、うつ病をテーマにした健康教育や講演会を実施し、うつ病に関する正しい知識の普及に努めております。  
[保健管理課]

④歯の健康を推進するため、フッ素洗口実施の学校をふやすこと。歯周病検診を取り組むなど、歯周病予防対策を推進すること。歯と口腔の健康に関わる条例を策定すること。

【回答】 フッ素洗口については、対象を幼稚園や保育園へも拡充し、現在、17学校・園において実施しており、今後、学校・園、関係課や保護者、歯科医師会等と協議しながら、フッ化物応用の推進に努めていきたいと考えております。

また、歯周疾患検診については、幼児健診の際の保護者へのチラシの配布やホームページの活用など、啓発方法を工夫することにより、受診者の増加に努めていきたいと考えております。

なお、歯と口腔の健康に関わる条例については、現在、保健福祉委員会で論議されているところであります。  
[保健管理課]

0

⑤市内の禁煙外来を取り組む病院情報を提供すること。市役所敷地内の禁煙を徹底すること。

【回答】 禁煙外来、禁煙クリニック一覧に関する情報については、健康情報コーナーや市のホームページにおいて、情報提供を行っております。

(参考) [http://www.city.okayama.jp/hofuku/kenkoudukuri/kenkoudukuri\\_00021.html](http://www.city.okayama.jp/hofuku/kenkoudukuri/kenkoudukuri_00021.html)

また、岡山市においては、受動喫煙を防止するため、原則として建物内禁煙を実施しております。ただし、来庁される市民の喫煙者のご意見にも配慮して、本庁舎のようにすでに完全分煙ができていない施設については当面喫煙室を残し、建物内に完全分煙できる施設がない場合は、屋外に喫煙場所を設置しております。

ご提言のとおり、全国的な受動喫煙防止対策の強化への流れのなか、敷地内禁煙も選択肢の

一つですが、激変緩和も必要なことから、今後は、健康増進法の趣旨を踏まえつつ、国や他の自治体の動向にも目を向けながら、時代に即した禁煙対策を心がけたいと考えております。

[保健管理課、給与課]

⑥HIV感染者予防のための啓発、研修を充実させること。感染者のバックアップ体制をつくること。

【回答】 HIV感染予防のため、地域住民、学校、企業を対象に、「エイズ・性感染症・性教育出前講座」開催するとともに、大学等の学園祭を利用した若年層への取組も行っております。

また、必要に応じて、エイズ治療拠点病院、福祉事務所、カウンセラー、NPO等と連携し、感染者の治療や生活を支援したいと考えております。

[保健管理課]

2 1. 新型インフルエンザなど感染症対策を怠りなく実施すること。対応マニュアルを作成し、市民に周知すること。

【回答】 インフルエンザ対策については、予防法や感染拡大防止・重症化防止などに必要な情報を市民に提供したり、国・県の行政機関をはじめとして、医師会や医療機関などの関係機関と連携協力を行っております。

また、新型インフルエンザ対策行動計画については、平成23年9月に国が改定を行い、現在、県も改定作業を行っているところであり、国や県の改定を踏まえ、岡山市においても、関係機関と協議を行いながら策定を進める予定あります。

[保健管理課]

2 2. 対策推進条例の策定をうけ総合的にがん対策を推進すること。

①「がん対策推進委員」を育成し、施策推進プランをつくること。特にプランの中でがんサロンの支援を位置づけること。

【回答】 がん対策については、「岡山市がん対策推進委員会」において、幅広い立場の委員にご意見を聞いているところであります。「施策推進プラン」や「がんサロン」についても、今後、委員会の中での意見を踏まえ、必要性について検討したいと考えております。

[保健管理課]

②早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。特に女性のがん健診率を引き上げること。

【回答】 受診率向上のため、医療機関の一覧を掲載した「けんしんガイド」の全戸配布、企業グループと連携した啓発イベントの開催、企業向け出前講座の実施などに取り組んでおります。今後も地域団体や医師会等の関係団体と連携・協力しながら、特に若年層の受診率が低い女性特有のがんを含む検診の受診率向上に努めていきたいと考えております。

[保健管理課]

③緩和ケアの周知と実施機関をふやすよう取り組むこと。

【回答】 緩和ケアについては、ホームページや健康教育を通じて、理解を深めていただくとともに、県及びがん診療連携協議会等と連携し、実施機関の充実に努めていきたいと考えております。

[保健管理課]

④相談支援センターの周知をおこない、市民の活用をしやすくすること。

【回答】 がんに関する情報を幅広く市民の方に提供することは重要であると考えております。がん相談支援センターの情報が提供されている「岡山がんサポート情報」をはじめとするがんに関する情報の提供に努めていきたいと考えております。 [保健管理課]

⑤がん対策予算を増やし、患者の経済的負担の軽減（外来医療費の高額療養費の限度額払いなど）のしくみをつくるなど医療制度改善を国に求めること。

【回答】 外来医療費の現物給付化については、平成23年10月21日健康保険法施行令等の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されることとなっております。 [国保年金課]

⑥がん患者の在宅介護支援を拡充すること。

【回答】 40歳以上の人は、要件を満たせば介護保険を利用することにより在宅支援を受けることができます。今後は、住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう研究していきたいと考えます。 [介護保険課]

住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう、がん患者を含め、地域ごとのニーズ、サービスの必要性の把握を行い、他のサービスとの整合性等を踏まえ研究していきたいと思っております。 [保健管理課、介護保険課]

23. 障害者福祉の充実をはかること。

①障害者自立支援法の応益負担の撤回を国に求め、国と訴訟団・支援団体に結ばれた基本合意文書に沿って新しい福祉法をつくるよう国に求めること。

【回答】 国が検討を進めている総合的な福祉法については、これまでも市長会や政令指定都市課長会議等を通じて要望しておりますが、基本合意文書に沿ったものとなるよう、今後も機会あるごとに国に要望していきたいと考えております。 [障害福祉課]

②全国でも最悪の重度障害者医療費の負担軽減を県に求めること。市としても他都市の状況をふまえ、独自の助成制度をつくること。

【回答】 心身障害者医療費助成制度の負担軽減については、岡山県市長会を通じ県に要望しているところであり、引き続き、岡山市としても機会をとらえて要望していきたいと考えております。

この制度は、地方が単独で実施しているものであり、平成24年度からは県の補助金も無くなり、単市事業として実施していくこととなります。

制度の内容については、持続可能なものとする必要もあり、財源等の問題もあるので、慎重に検討していきたいと考えております。 [医療助成課]

③精神医療の自己負担への助成制度をもうけること。特に低所得者への助成制度をもうけること。

④更生医療・育成医療の自己負担への助成制度をもうけること。在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。

**【③、④一括回答】** 精神医療及び育成医療の自己負担については、障害者自立支援法により原則1割負担となっております。

また、負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1か月当たりの負担限度額が設定されるとともに、高額な治療を長期にわたり継続しなければならない方について軽減措置も設けられているところであります。

新たな助成制度については、現在、国が「障害者自立支援法」の廃止を前提に、障がい者制度改革を図るとして検討を行っているところであり、今後、具体的な制度改革の内容等を見極める必要があると考えております。

更生医療における利用者負担については、平成22年6月29日閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成23年度内にその結論を得ることとされており、今後、国の動向を注視していきたいと考えております。

在宅酸素療法患者の医療費については、身体障害者手帳1・2級の方、身体障害者手帳3級で中度の知的障害の方及び重度の知的障害の方は心身障害者医療費助成制度の対象となりますので、ご理解をお願いします。 [障害福祉課、保健管理課、医療助成課]

⑤日中一時支援事業を拡充すること。とりわけ放課後や長期休業に障害児対応できる児童デイサービスを増やすこと。

**【回答】** 児童福祉法の改正により平成24年4月から放課後等デイサービス事業が創設されることとなりました。 [障害福祉課]

⑥グループホーム制度を推進すること。地域生活へ移行する観点から精神障害者のグループホームを確保すること。

**【回答】** グループホームについては、国が定める第3期障害福祉計画の基本指針の中で、地域における居住の場として充実を図ることにより、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を進めるとされております。

これを踏まえ、第3期岡山市障害福祉計画を策定する中で、各方面からのご意見もいただきながら、グループホームに関する障害福祉サービス事業の提供体制を検討していきたいと考えております。 [保健管理課]

⑦ノンステップバスを増車し、運行回数を増やすこと。

**【都市整備局関係の4とあわせて回答】** [街路交通課]

⑧政令市で岡山市だけが未実施の地域生活支援事業利用料を無料にすること。

**【回答】** 平成23年4月から低所得者の利用料の無料化を実施しております。 [障害福祉課]

⑨福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。助成の

基準を本人所得に改めること。

【回答】 福祉タクシー事業については、平成20年度までは国、県の地域生活支援事業費補助金の対象でありましたが、21年度からは対象外経費とみなされ市単独事業となっている状況であり、助成の拡大については困難であると考えております。 [障害福祉課]

⑩補助器具センター、補助器具リサイクルセンターを創ること。

【回答】 他都市の補助器具センターの状況や、岡山市社会福祉協議会や民間事業者の福祉機器・介護用品レンタル業務なども参考にしながら、今後研究していきたいと考えております。 [障害福祉課]

⑪障害者雇用を促進させること。

【回答】 就労移行支援事業、就労継続支援事業、岡山市障害児仕事体験活動事業等の拡大を図るとともに、障害者に対する職業相談・職業紹介等を行なう公共職業安定所、職業評価・職業指導等を行う障害者職業センター、就業支援と生活支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を一層強化し、就労促進に取り組みたいと考えております。 [障害福祉課]

⑫保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確保すること。

【回答】 保健師は健康増進、母子保健、精神保健、感染症を含む総合保健事業を担っており、市民の健康維持のため重要な役割を果たしております。  
平成23年度には11人の保健師を採用しておりますが、今後とも継続的な採用について、関係部局と協議していきたいと考えております。 [保健管理課]

24. 生活保護行政の充実をはかること。

①生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、人権侵害とならないようにすること。老齢加算を元に戻すよう国に求めること。有期保護や医療費の一部負担などの制度改革は行わないよう国に求めること。

【回答】 生活保護行政における制度運営は、市民の信頼に応えるものでなければならぬと考えております。今後とも相談者や受給者の人権に十分配慮しながら、公正・公平な生活保護制度の適正な運営に努めていきたいと考えております。  
生活保護基準の設定については、国の責任において行われるべきものと考えますが、今後とも、「生活保護制度に関する国と地方の協議」や「生活保護基準部会」など国が示す基準改定等の内容に注目していきたいと考えております。 [福祉援護課]

②福祉事務所のケースワーカーを増員し、増える生活保護申請者と受給者に対して自立に向けて万全の体制をとること。申請者に対する接遇の改善、窓口対応をきちんとすること。

【回答】 生活保護世帯の増加が続くなか、ケースワーカーの配置については、平成23年度

当初の人事異動により6名の増員を行ったところであります。また、嘱託就労支援相談員3名の増員配置並びにケースワーカーの事務負担を軽減するための臨時職員15名を配置しております。

引き続き適正な職員数の確保に向けて努力するとともに、さまざまな工夫を行いながら、自立支援の推進や懇切丁寧な面接相談等を含めて、生活保護の適正な運営に努めていきたいと考えております。  
[福祉援護課]

③住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。市営住宅と同様に民間家賃も市が直接支払える仕組みを作ること。

【回答】 生活保護受給者の住宅支援を行うなかで、賃貸住宅事情の把握に努め、住宅扶助限度額の引き上げの必要性について見極めていきたいと考えております。

平成23年4月から、県営住宅における直接払いをしており、民間住宅の家主等への住宅扶助の直接払いについては、被保護者の個人情報の取扱いや過払い時の返納事務など、諸課題を整理していきたいと考えております。  
[福祉援護課]

④異常気象への対応として夏季加算・冬季加算を真剣に検討すること。

【回答】 生活保護基準を含む生活保護制度は、国の責任において実施すべきものであると考えております。

なお、夏季加算については、平成22年9月の参議院厚生労働委員会において、厚生労働大臣が「夏季加算について検討すべき」と答弁しており、現在国に設置されている生活保護基準部会の議論の動向を注視していきたいと考えております。  
[福祉援護課]

⑤生活保護申請時の医療機関利用時の対応を徹底すること。

【回答】 新規申請時の医療扶助については、受診予定を聞き取る等、より具体的な説明を行うようにしていきます。

なお、閉庁時間の対応については、宿直室に各福祉事務所の緊急連絡先を渡しており、その連絡網により医療機関へのスムーズな連絡ができるように努めていきたいと考えております。  
[福祉援護課]

⑥受給者の親兄弟が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを知らせること。

【回答】 受給者の親兄弟が死亡など一定の要件のもとに、移送費の支給が可能な旨ケースワーカーに周知するとともに、受給者からの相談に適切に対応していきたいと考えております。  
[福祉援護課]

⑦車の資産活用については、世帯状況・仕事の条件などを把握して対応すること。

【回答】 車の保有については、世帯の状況や仕事の条件などを十分把握し、事例ごとに保有要件に該当するか否か、個別状況に応じて慎重に検討していきたいと考えております。  
[福祉援護課]

25. 勤労者向けの貸付金制度を維持すること。各種貸付金の利率を下げること。

【回答】 勤労者融資制度については、平成19年度の市民事業仕分けの意見を取り入れ、平成22年度から抜本的に制度を見直したところであり、今後についても制度を継続していきたいと考えております。

当制度の利率については、岡山県内で統一した取扱いとするため、岡山県市長会・町村会を窓口として、中国労働金庫と協議のうえ決定しておりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。  
[こども福祉課]

26. ホームレス対策予算をふやし、対応を強化すること。年末年始の特別な対応を適切に行うこと。

【回答】 ホームレス対策事業に関しては、平成23年度にシェルターの定員を8名から10名に増員し、あわせて相談員も1名増員し4名体制とするなどの拡充を図っており、それに伴い予算も増額しております。

今後も、経済・社会動向を見ながら、年末年始の時期も含めて、適切な対応を図っていききたいと考えております。  
[福祉援護課]

27. 動物愛護法に基づく啓発を行い、適正な動物愛護行政を進めること。去勢補助金制度を検討すること。ドッグランをつくり、市民協働でモデル実施を検討すること。地域猫活動の支援、啓発をすること。

【回答】 動物愛護精神の普及については、ホームページや広報紙等を活用するとともに、動物愛護フェスティバル等の機会を利用して、引き続き啓発活動に努めていきます。

去勢補助金制度及び地域ねこ活動に対する支援等については、適正飼養の啓発を継続するとともに、他自治体の取り組み等、情報収集にも努め、効果的な対策を研究していききたいと考えております。

ドッグランの設置については、民業圧迫への配慮や犬相互の感染症の問題、排泄物の管理等、種々の課題があるため、公営・民営施設の利用状況や市民ニーズを注視していききたいと考えております。  
[保健管理課]

28. 政令市市長会が求めている最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。無年金者が生じないように啓発に努めるとともに、市として相談体制を引き続き堅持すること。

【回答】 政府がとりまとめた「社会保障・税一体改革成案」においては、消費税を財源とする最低保障年金の創設を掲げており、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め実現に取り組むこととされております。

窓口等での相談については引き続き対応してまいります。

[国保年金課]

29. 放射性物質の人体への影響について、市民への情報提供を充実すること。

【回答】 放射性物質に関する知識については、ホームページにおいて、厚生労働省の他、消費者庁のQ&A等にもリンクさせ、正しい知識の情報提供に努めております。

今後も、さらに分かりやすい情報提供を心がけていきたいと考えております。[保健管理課]

30. 環境中の放射性物質について測定し、数値を市民に公表すること。

【回答】 岡山市内の環境中の放射線量等については、現在、文部科学省の委託により、空中放射線量や水道水の放射性物質について、岡山県環境保健センターにおいて毎日測定されており、その結果は岡山県及び岡山市のホームページで公開しております。いずれも、過去の平常値の範囲内で人体等に影響はないものと考えております。 [環境保全課]

31. 放射線測定装置を市民に貸し出しできるようにすること。

【回答】 今回購入予定の放射線測定器は、農産物等の汚染状況を測定することを目的とした機器であります。測定にあたっては、自然界に存在する放射線の影響を大きく受け、測定方法や環境由来の放射線の影響評価等、専門的な知識が必要とされるため、市民への貸し出しは考えておりません。 [保健管理課]